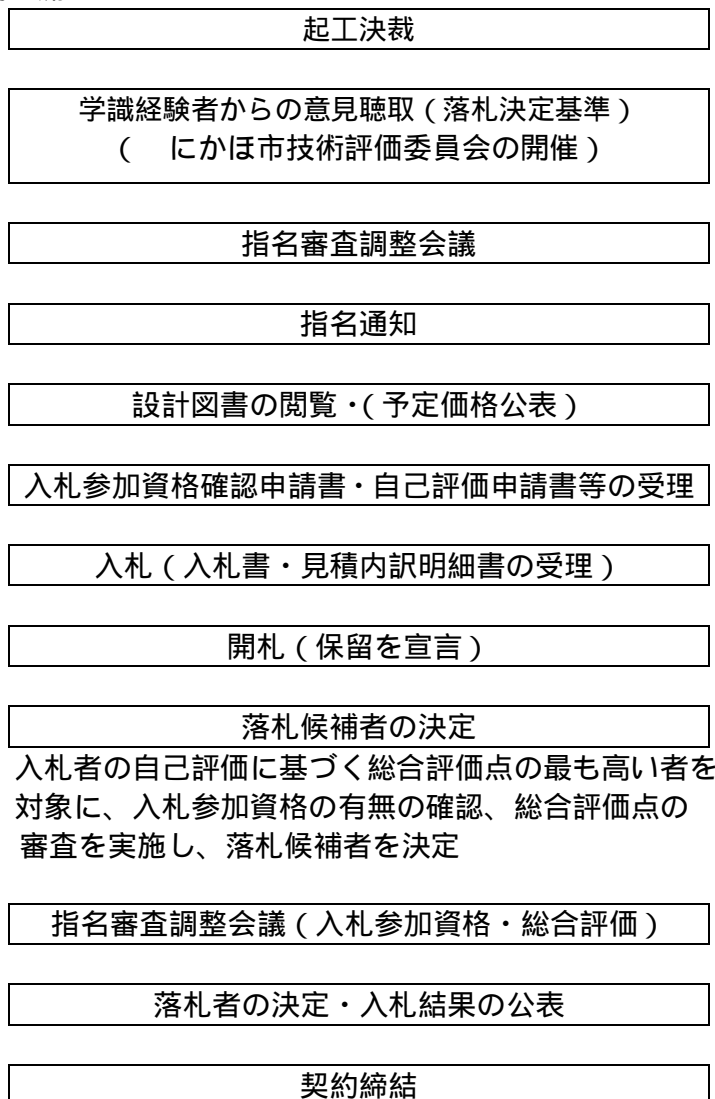


## にかほ市特別簡易型総合評価落札方式試行要綱（指名競争入札用）取扱要領

秋田県総合評価落札方式（特別簡易型）ガイドラインに準じ、本市で実施する指名競争入札に対応した要領を次のとおりとする。

### 1. 事務の基本的な流れ



## 2. 総合評価点の算定

特別簡易型の評価は、入札価格に基づく「価格評価点」と企業の施工能力を評価する「価格以外の評価点」を合算した「総合評価点」に基づき行う。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} (85 \text{ 点満点}) + \text{価格以外の評価点} (15 \text{ 点満点})$$

## 3. 価格評価点の算定

価格評価点は、次式により算定し、計算値は小数点以下第5位を四捨五入、小数点以下第4位止めとする。

$$\text{価格評価点} = 85 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

## 4. 価格以外の評価点の算定

価格以外の評価点は、配点（最高点）を15点とし、「企業の施工実績等」（配点8点）「配置予定技術者の能力」（配点5点）「その他（地域要件）（注）」（2点）の3項目（以下、実績確認項目）毎の評価点を合算して算定する。

具体的評価内容及び評価基準等の詳細は次ページ表 - 1 「総合評価落札方式（特別簡易型）の評価項目及び評価基準」のとおりである。

（注）地域要件：工事箇所と企業の本・支店、営業所の所在地との関係に係る要件

$$\begin{aligned} \text{価格以外の評価点} &= \text{「企業の施工実績等」の評価点 (配点 8 点)} \\ &+ \text{「配置予定技術者の能力」の評価点 (配点 5 点)} \\ &+ \text{「その他 (地域要件)」の評価点 (配点 2 点)} \end{aligned}$$

表 - 1 総合評価落札方式（特別簡易型）の評価項目及び評価基準

評価項目		評価内容	評価基準	配点	
実績確認項目	企業の施工実績等	同種工事の施工実績（規模別実績評価） 右欄のア）～ウ）から一つ選択	ア）過去 10 年間の同種工事の施工実績（入札参加資格要件に同種工事の施工実績と規模要件を付す場合）	a 同種工事の実績規模が入札参加資格要件規模の 2.0 倍以上	2
			b 同種工事の実績規模が入札参加資格要件規模の 1.5 倍以上～2.0 倍未満	1	
			c 同種工事の実績規模が入札参加資格要件規模の 1.5 倍未満	0	
		イ）過去 10 年間の同種工事の施工実績（入札参加資格要件に同種工事の施工実績を付し、規模要件を付さない場合）	a 同種工事の実績規模が当該工事規模の 2.0 倍以上	2	
			b 同種工事の実績規模が当該工事規模以上～2.0 倍未満	1	
			c 同種工事の実績規模が当該工事規模未満	0	
		ウ）過去 10 年間の同種工事の施工実績（入札参加資格要件に同種工事の施工実績及び規模要件を付さない場合）	a 同種工事の実績規模が当該工事規模以上	2	
			b 同種工事の実績規模が当該工事規模未満	1	
			c 同種工事の実績がない	0	
	同種工事の施工実績（発注機関別実績評価）	過去 10 年間の同種工事における国又は地方公共団体発注工事の施工実績の有無	a 国又は地方公共団体発注工事で実績有り	1	
		b 国又は地方公共団体発注工事で実績無し	0		
	工事成績評定点	過去 1 年間の県工事成績評定点の平均点（過去 1 年間及び技術資料提出期限までに、工事成績評定点が 60 点を下回り文書指導を受けた場合又は指名停止等の措置を受けた場合は、評価基準の c 以上に該当しても 0 点とする）	a 85 点を超える	3	
			b 80 点を超え 85 点以下	2	
			c 77.5 点を超え 80 点以下	1	
			d 65 点以上 77.5 点以下 （工事成績評定点を有しない場合も含む）	0	
			e 65 点未満（マイナス評価）	- 1	
	優良工事表彰	過去 5 年間の秋田県優良工事表彰等、優良工事表彰の有無	a 優良工事表彰の実績有り（2 回以上）	2	
			b 優良工事表彰の実績有り（1 回）	1	
c 優良工事表彰の実績無し			0		
配置予定技術者の能力	配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）が過去 2 年間に現場代理人、監理技術者又は主任技術者として携わった県工事成績評定点の最高点	a 85 点を超える	3		
		b 82.5 点を超え 85 点以下	2		
		c 80 点を超え 82.5 点以下	1		
		d 80 点以下 （工事成績評定点を有しない場合も含む）	0		
保有資格数	配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）の入札参加資格要件以外に発注者が指定する資格の保有数（ただし、入札参加資格要件の資格を 2 以上保有する場合は保有数 1 として計上可）	a 2 つ以上保有	2		
		b 1 つ保有	1		
		c 無し	0		
その他	地域要件	工事箇所と同一市町村内における本支店、営業所の所在地の有無	a 有り	2	
		b 無し	0		

## 5. 入札参加資格確認申請書等の提出等

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及び総合評価に係る技術資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を次により提出しなければならない。

### 提出書類等

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 総合評価実績確認項目に係る自己評価申請書（別記様式1）
- ウ 同種工事の施工実績等（別記様式2）
- エ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3）
- オ 配置予定技術者の現況（別記様式3-1）
- カ 工事成績評定点一覧表（別記様式5-1）
- キ 優良工事表彰実績の有無・地域要件（別記様式5-2）
- ク 配置予定技術者の工事成績・保有資格数（別記様式6）

### 提出方法

発注元の契約担当課室等に、提出期限までに1部持参すること。

### 用紙の配布

設計図書等の閲覧時に配布する。

## 6. 入札参加資格の確認及び落札者の決定方法

- (1) 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札者の申請に基づく価格以外の評価点と入札価格に基づく価格点算出した総合評価点（以下、入札者の申請に基づく総合評価点という）の最も高い者について、あらかじめ提出された確認申請書等及び総合評価に係る技術資料により、入札参加資格の確認及び総合評価点の審査を行う。その結果、審査後の総合評価点が最も高いときは当該者を落札候補者とする。ただし、この場合において、審査後の総合評価点は入札者の申請に基づく総合評価点を上限とする。

- (2) (1)において、落札候補者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

- (3) 指名審査調整会議は、あらかじめ提出された確認申請書等及び総合評価に係る技術資料により当該落札候補者の入札参加資格の有無及び総合評価点について審議し、落札者としての資格の有無を決定する。

- (4) 契約担当者は、前項で決定された者について、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

- (5) (3)において、落札候補者が落札者としての資格を有しないことと決定されたとき又は(4)各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者を落札候補者（当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者、また、該当する者が2者以上である場合は(2)の方法により決定された最上位者をいう）とし、前項の確認等を行うものとする。

- (6) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。